

第 1 2 8 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

平 成 2 8 年 4 月 1 1 日 開 催

南 部 町 農 業 委 員 会

第 128 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 平成 28 年 4 月 11 日 (月) 午後 2 時 05 分

2. 閉会年月日 平成 28 年 4 月 11 日 (月) 午後 2 時 20 分

3. 開催場所 中央公民館 町民室

4. 出席委員 (15 人)

会長 1 番 赤 石 敏 文

会長職務代理 10 番 中 村 文 男

委員 2 番 石 橋 薫

3 番 堀 内 重 男

4 番 砂 庭 周 平

5 番 工 藤 信 仁

6 番 佐々木 一 雄

7 番 三 浦 恵美子

8 番 松 村 範 明

11 番 河守田 雄 一

12 番 野 田 清 八

13 番 山 田 憲 幸

14 番 川守田 雄 一

15 番 梅 内 勝 治

16 番 奥 瀬 修 一

5. 欠席委員 (1 人)

6. 会議書記

事務局長 佐々木 大

主幹 黒 坂 正 子

班長 佐 藤 慶

7. 会議日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 6 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第 7 議案第 5 号 職員の任免について

事務局長	<p>ただいまから、第 128 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、赤石会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
赤石会長	<p>本日は、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。 さっそくですが、議事に入りますので、よろしく申し上げます。</p>
事務局長	<p>本日の出席委員は 16 名中 15 名で、委員定足数に達しておりますので、第 128 回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は赤石会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 5 分)</p>
議長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。</p> <p>2 番 石 橋 薫 委員</p> <p>3 番 堀 内 重 男 委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第 2 「会期の決定について」を議題といたします。</p> <p>本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思えます。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし、の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>会期は本日 1 日に決定しました。</p> <p>次に、日程第 3 諸般の報告</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。</p> <p>朗読は省略します。</p> <p>次に、日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p> <p>それでは、議案第 2 号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第 3 条の規定による許可申請は 12 件で、所有権の移転に関するものが 10 件、使用貸借による権利の設定に関するものが 2 件でありあります。調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
佐藤班長	

農地調査の結果について、説明を求めます。

石橋 薫 調査員

2番 石橋から説明いたします。

去る4月4日、堀内 調査員と中央公民館において、議案第2号農地法第3条、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、調査しましたので説明いたします。

議案第2号について農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、
かか かくようけん
がいとう ひがいとう
該当・非該当を調査しました。

けんりしゅべつ ゆずりわたしにん ゆずりうけにん かどう
農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働
じんいん きさい
人員は、議案書に記載のとおりです。

ゆずりうけにん かくだい しゅとく
番号1番から7番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得
するものであります。

ゆずりうけにん
番号8番の申請理由は譲受人が営農するため贈与を受けるものであります。

番号9番、10番の申請理由は相互交換するためのものであります。

番号11番、12番の申請理由は新規に営農するためのものであります。調査の結果、農地
法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上です。

議長

議案第2号について、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

議案第2号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第5 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

佐藤班長

佐藤班長

議案第3号について、ご説明いたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請は1件でございます。

なお、別紙資料に案内図、及び配置図を添付しておりますので、ご参考にしてください。

調査内容については、農地調査員から説明していただきます。

<p>佐藤班長</p> <p>議 長</p>	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>石橋 薫 調査員。</p> <p>議案第3号について、農地法第5条第1項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・ がいとう</p> <p>ひがいとう 非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人及び譲受人の氏名・住所は、議案書 けんりしゅべつ ゆずりわたしにん ゆずりうけにん</p> <p>きさい に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の申請理由は、譲受人が住宅を建築し、転居するため譲渡人から申請地を ゆずりうけにん ゆずりわたしにん 譲り受けるものです。</p> <p>て 調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>佐藤班長</p> <p>番号1番について、補足いたします。</p> <p>申請地の位置ですが、役場本庁舎から東に約1キロメートルの距離にあり申請地は、住宅及び 農地等の混在する集落に位置します。申請地の北側は雑種地、東側は雑種地及び原野、西側及び 南側は農地が広がっています。第1種農地と判断されます。</p> <p>第1種農地の転用は、原則として認められませんが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地 域において居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される区域」 と判断されることから、例外的に許可することができるものであり転用目的は問題ないと考えま す。</p> <p>議案第3号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」は、原案のと おり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第6 議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認につ いて」を議題といたします。</p>
------------------------	--

	<p>議案の説明を求めます。</p>
	<p>佐藤班長</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>議案第4号について、ご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、8件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の利用目的は田、期間は8年11か月、10a当たりの賃借料は年額5,000円です。</p> <p>番号2番の利用目的は田、期間は2年11か月、10a当たりの賃借料は年額10,000円です。</p> <p>番号3番の利用目的は田、期間は4年11か月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号4番の利用目的は田、期間は4年11か月、10a当たりの賃借料は年額8,503円です。</p> <p>番号5番の利用目的は田、期間は9年11か月、10a当たりの賃借料は年額5,000円です。</p> <p>番号6番の利用目的は田、期間は9年11か月、10a当たりの賃借料は年額5,000円です。</p> <p>番号7番の利用目的は田、期間は4年11か月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号8番の利用目的は田及び畑、期間は20年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第4号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第7 議案第5号「職員の任免について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>議案第5号について、ご説明いたします。</p> <p>(議案の説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第5号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第5号「職員の任免について」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p>

	<p>第 128 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。 ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 2 0 分)</p> <p>終礼を行います。</p> <p>・ 起立 ・ 礼 ・ 着席</p>
--	--

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 28 年 4 月 11 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員